

# 病児・病後児保育の助成

—ベビーシッターの利用料を助成します—



千代田区ポータルサイトより  
オンライン申請ができます



お子さんが病気で保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービス（ベビーシッター等）をご利用された保護者に対し、派遣に要した費用の一部を助成します。

※本事業とは別に千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（児童・家庭支援センター所管）があります。ただし、2つの事業を併用して申請することはできませんので、必ずどちらか一方を選択のうえ、ご申請ください。詳しくはホームページをご確認ください。

## 1 助成対象者

千代田区内に在住する発病中、または病気の回復期にある生後57日目から小学校6年までのお子さんで、次のいずれかに該当する場合が対象となります。

(1) 保育所等（区内・区外を問わない）に在園するお子さん

【対象施設】認可保育園、千代田区立こども園及び千代田区立幼稚園の長時間クラス、  
認定こども園、認可外保育施設（東京都認証保育所を含む）

(2) 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）を利用しているお子さん

(3) 千代田区学童クラブを利用しているお子さん

(4) 放課後児童健全育成事業を利用しているお子さん

(5) 保護者の疾病等やむを得ない事情により保育にあたる者がいない家庭のお子さん

ベビーシッター等の派遣前後7日以内に、当該病気に関し医療機関で受診していることが必要です。

## 2 助成費用

ベビーシッター等利用料金の半額を助成します。

助成対象となるのは、ベビーシッター等の利用日から1年以内です。

きょうだいで利用した場合、お子さまごとに上限額の範囲内で助成額を決定するため、それぞれの利用明細をご提出ください。きょうだい合算での利用明細は、助成額の決定がで

きかねますので、事業者にお子さまごとの利用明細の発行をご依頼ください。

#### 助成限度額

1年度につき4万円（複数回の申請可能）

#### 助成対象経費

- ① シッター料金
- ② 交通費

#### 助成対象外

- 年会費、登録料、月会費  
（注意）ただし、これらの費用に保育料が含まれる場合で、実際にベビーシッターを利用した分については助成の対象となります。
- キャンセル料、割引クーポン利用分
- 指名料、病院への同行や送迎費用
- 病児・病後児保育サービスを提供している事業者を利用しているにも関わらず病児・病後児保育サービスのプランを利用していない場合（通常のシッター利用として利用明細等に記載されている場合）

### 3 申請方法



千代田区ポータルサイトよりオンライン申請が可能です。

### 4 申請するにあたっての添付書類

- ① 医療機関を受診したことがわかるもの（領収書やお薬手帳の写し）
- ② ベビーシッター会社の領収書等  
口座振替の場合は通帳の写しとベビーシッター代金の請求書が必要です。  
※口座振替手数料は助成の対象外
- ③ 利用明細  
ベビーシッター会社が領収した金額の積算根拠として、利用児童の名前、日付、利用時間、利用単価、交通費等が記載されたものが必要です。
- ④ ベビーシッター会社の料金表

※オンライン申請が難しい場合は、上記①～④に加え、千代田区役所 HP より申請書を DL いただき、問合せ先まで郵送してください。

《問合せ先》 千代田区役所 子ども部 子ども支援課保育運営支援係  
TEL：03-5211-4117

◆受付時間◆8時30分から17時00分  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)